



令和5年度の通学班・朝の交通安全運動の編制について

学校だより第8号「持続可能な通学班・交通安全運動の在り方を検討していきます」でお伝えしたとおり、4月より、PTA本部役員及び準備会の皆様と令和5年度における通学班及び朝の交通安全運動の当番編制について、話し合いを重ねて参りました。子供たちの安全な登下校を、これからも継続していくための取組です。11月4日に開催した第4回会議において、次のように決まりましたのでお知らせします。

保護者の皆様には、ご理解の上、何卒、ご協力いただけますようお願いいたします。



通学班編制について

【基本的な考え方】

- ・令和4年度版の通学班名簿を基に通学班編制を行います。
- ・現状を把握（誰が通学班で通学しているのか、バスなのか、送迎なのか）するために、保護者の皆様にもご協力をお願いします。

【通学班編制の手順】

- ① **令和5年度版通学班の仮名簿の作成（12月）**
 - ・新1年生を除いた、新2～6年生の名簿作成を、学校が現班長のご家庭に依頼する。
 - ・学校は集めた名簿を集約して仮名簿を作成する。
- ② **各通学班の区域の設定**
 - ・各通学班の通学区を、旧こども会会長や各班長保護者、通学班準備委員会で検討し、設定する。
 - ・通学班の範囲を地図上に表す。
- ③ **新入学児童の通学班の決定（1月）**
 - ・新入学児保護者説明会（1/20実施予定）で、上記①と②で作成した仮名簿と通学区の地図を基に、新入学児保護者が「通学班カード」を作成する。
 - ・学校は「令和5年度通学班名簿」を作成する。
- ④ **新入学児童家庭への連絡（3月）**
 - ・令和5年度通学班長家庭から、新入学児童家庭へ連絡を取り、直接、集合場所と時刻を知らせる。
- ⑤ **令和5年度通学班会議（4月）**
 - ・入学式後に、全校児童で通学班会議を開き、通学時の約束事等の確認を行う。

朝の交通安全運動当番編制について

【基本的な考え方】

- ・全保護者にご協力願います。
- ・6つのグループ（A～F）6か所に分けて、学校が機械的に行います。
※「交通安全運動場所」参照
- ・学区外から送迎で登校しているご家庭は学校前の横断歩道で交通安全運動を行います。
- ・上記以外で送迎による登校を行っているご家庭はA～Fのお住まいの地区の交通安全運動場所で交通安全運動を行います。
- ・新入生の保護者の皆様については、新入学児保護者説明会にて通学班グループの決定に合わせて編制します。
- ・当番表は一番上のお子様（小学校在学）の名前で交通安全運動場所ごとに作成し、年3回（4～7月、9～12月、1～3月）に分けて、学校から保護者に配付いたします。

【交通安全運動場所】

	グループ	交通安全運動場所や方法
A	徒歩（大貫）	交通安全運動場所や方法
B		恵泉保育園前十字路で、交通安全見守り
C	徒歩（ちどり・つばめ3）	サンビーチ入り口横断歩道で、交通安全見守り
D	徒歩（松の木）	これまで通り
E	バス	これまで通り
F	夏海地区	駅前で、乗車を待つ児童の安全確認
		これまで通り

- 朝の交通安全運動当番表の作成は、通学班編制の情報を基に、合わせて行っていきます。
- 朝の交通安全運動当番表は、現1～5年生の保護者の皆様には3月頃に配付する予定です。
- ※日にちの交換等については保護者の皆様同士で行ってくださいますよう、ご協力をお願いいたします。